

後援会規約

第1条(名称)

本会は、『本木美沙後援会』(以下後援会という)と称する。

第2条(事務局)

本会は、事務局を群馬県高崎市内に置く。

第3条(支部)

本会は、都道府県単位もしくはその他の単位で支部を設けることができる。

第4条(目的)

後援会は、本木美沙の芸能活動を応援・支援するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第5条(活動)

後援会は、前条の本目的を達成する為に次の活動を行う。

1. 本木美沙の芸能活動に対する物心両面にわたる支援
2. 本木美沙の芸能活動の広報・宣伝活動
3. 本木美沙の芸能活動を支援する為の寄付金の募集活動
4. 会員相互の親睦を図る活動
5. その他本会の目的を達成する為に必要な活動

第6条(会員)

本会の会員は、会の目的に賛同する個人および法人をもって構成する。

第7条(入会および脱会)

1. 会員になろうとするものは、所定の申し込みの上、一口以上の寄付金を納入することで入会することができる。
【後援会公式ホームページからの入会手続きが可能】
2. 寄付金は一口を1千円とする。
3. 会員は、本人の申し出により脱会することができる。
【後援会公式ホームページからの脱会手続きが可能】
4. 会員が本規定に違反し、または本会の名誉を傷つける行為をした場合は、理事会の決議により除名されることがある。
5. 納入された寄付金は如何なる場合においても返還は行わない。

第8条(寄付金)

本会への寄付金は、以下によるものとし、本規約に定めるもの以外は募らない。

1. 通常寄付は、常時受け付ける
2. 特別寄付は、使途・期間を特定のうえ募集し受け付ける。

第9条(役員)

1. 本会に次の役員を置く。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	若干名
(3) 理事	若干名
(4) 会計責任者	1名程度
(5) 支部長	各支部1名
2. 役員は無報酬とする。
3. 本会の役員は、理事会において会員の中からこれを選出する。
4. 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第10条(役員の職務)

役員の職務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し会務を処理する。
4. 会計責任者は、本会の会計を担当する。
5. 支部長は、各支部において後援会活動の発展に寄与する会務を担当する。

第11条(会議及び議決)

会長は必要に応じ、理事会・代表役員会を招集する。

1. 理事会は、第9条の役員をもって構成する。
2. 代表役員会は、会長・副会長・理事をもって構成する。
3. 理事会及び代表役員会の議決は出席役員の過半数により決定する。
但し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
4. 理事会は、本会に関する重要事項を決定する。
5. 緊急を要する場合においては、代表役員会を理事会に代えることができる。

第12条(顧問・相談役)

1. 本会に顧問・相談役を置くことができ、会長がこれを委嘱する。
2. 顧問・相談役は、会長の諮問に応じ会議において意見を述べるができる。

第 13 条(経費及び会計)

1. 本会の経費は、寄付金・その他の収入をもってこれに充てる。
2. 会計年度は、毎年1月1日から翌年12月31日までとする。
3. 会員への決算報告は理事会報告をもってこれに代える。

第 14 条(規約の改廃)

本規約の改廃は、理事会において決定する。

第 15 条(その他)

本規約に定めるもののほか、本会の活動に必要な事項は、会長が別に定める。

- (付則)
1. 初代役員選出は、発起人会においてこれを決する。
 2. 本規約は平成24年12月1日より施行する。